

ア 学則変更(収容定員変更)の内容

本学大学院学則第5条において定めている学生定員を、以下のとおり変更する。

【令和4年4月1日施行】

			入学定員	収容定員
社会文化総合研究科	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
	心理学専攻	修士課程	10名	20名

【令和3年4月1日施行】

			入学定員	収容定員
社会文化総合研究科	<u>社会文化論専攻</u>	<u>修士課程</u>	<u>10名</u>	<u>20名</u>
	心理学専攻	修士課程	10名	20名

イ 学則変更(収容定員変更)の必要性

2003年4月の社会文化総合研究科社会文化論専攻の創設以来、「私たちの前にある現代社会と人間の諸問題を理解し、解決する道を探るために、既存の学問の枠組みにこだわらず、専門諸分野の協力によって総合的研究を進めること」を研究理念に掲げ、深い学識と専門的な能力を有し、変化する社会に対応できる人材の育成に努めてきた。

しかしながらその後、大学院を取り巻く社会環境は大きく変わり、全国における修士課程入学者数は2010年をピークとして減少に転じ、近年では、人文科学系や社会科学系の修士課程入学定員充足率は6割を切っている。そうした状況の中、本学の社会文化論専攻においても入学者数は低迷を続け、コースの拡充やカリキュラムの再編など教育内容の充実を図ってきたが、今後も安定的に入学定員を満たすことは難しいと判断し、募集停止との判断に至った。

ウ 学則変更(収容定員変更)に伴う教育課程等の変更内容

1 教育課程の変更内容

学生募集停止による収容定員の減員であるため、教育課程等の変更を行う予定はない。

2 教育方法及び履修指導方法の変更内容

在籍学生が修了するまでの間、必要となる授業科目を開設し、研究指導を継続して行い、教育・研究指導環境の維持には万全を尽くす。

3 教員組織の変更内容

教員組織についても、在籍学生が修了するまでの間、専攻の運営や研究指導に必要な教員組織を維持する。

4 施設・設備の変更内容

収容定員変更に伴う施設・設備の変更はなく、引き続き和光大学および和光大学大学院が使用する。